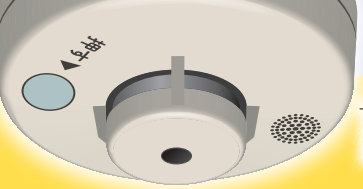

設置の義務化から10年！
ご自宅の住宅用火災警報器を、今すぐ取り換えてください！
～住宅用火災警報器の交換のめやすは10年です～

住宅火災では、多くのかたが逃げ遅れにより命を落としています。火災発生をいち早く知らせる住宅用火災警報器は、大切な命や財産を守る、とても重要なもので、箕面市では、平成23年6月から全ての住宅に、警報器の設置を義務付けています。

現在、市の警報器設置率は、8割以上に達していますが、設置の義務化から10年を目前に、多くの住宅で警報器の交換時期を迎えています。警報器が古くなると、部品の寿命や、電池切れなどで作動しなくなり、いざというときに火災を感知せず、大切な命や財産を失うことになります。この機会に、ご自宅の警報器を確認し、設置から10年経っていたら、すぐに取り換えてください！

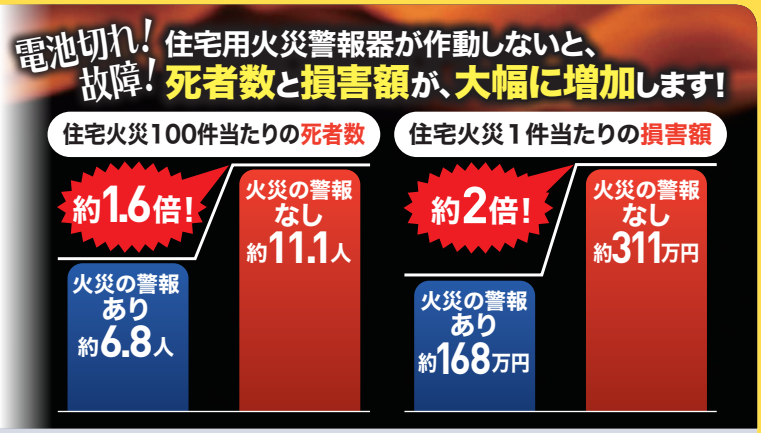

住宅用火災警報器の交換のめやすは10年！

設置から10年経ったご自宅の警報器は、今すぐ取り換えてください！

Q 新しい警報器はどこで買えばいいの？

A ホームセンターのほか、家電量販店や、消防用設備取扱店などで購入できます。価格は、1台2500円程度です。

取扱説明書は大切に保管してください

Q どんな種類の警報器を選べばいいの？

A 煙式、熱式のうち、煙式を設置してください。設置を義務付けている寝室・階段・台所のうち、台所は熱式でも構いませんが、火災の初期から発生する煙をいち早く感知する煙式を推奨しています。なお、取り付けは、ドライバー1本あれば簡単にできます。

取り付け時のワンポイント
「設置年月」を記入しよう！

次回の交換時期が分かるよう、新しく設置する警報器には、本体の側面などに、油性ペンで設置年月を記入しておきましょう。

次回の交換時期のめやすになります。

新しい警報器に取り換えたあとは、定期的な点検と掃除を忘れずに！

住宅用火災警報器の点検は、ボタンを押したり、ひもを引っ張ることで簡単に行えます。いざというときに正常に機能するよう、月1回程度の点検を実施してください。例えば、毎月1日に点検するなど、あらかじめ点検日を決めておくとスムーズです。

また、点検時にほこりや汚れが目についたら、誤作動を防止するため、早めの掃除をお願いします。

「消防署・市役所から来た（依頼された）」は全て詐欺！
住宅用火災警報器の訪問販売にご注意ください！

消防署や市役所の職員（または依頼業者）を名乗って各世帯を訪問し、不適正な価格で、強引に住宅用火災警報器を売りつけるという事例が多発しています。このような場合、販売員は、「今だけの特別価格」「（警報器の点検のためと上がり込んだ後に）不具合がある」など、言葉巧みにあなたを誘導し、考える時間を与えることなく購入させようとします。

消防署や市役所が直接、または業者に依頼して、警報器を販売することは決してありません！そのような訪問を受けた場合は、絶対に家の中には入れず、すぐに周りの人に相談するか、消費生活センター（☎722・0999）または箕面警察署（☎724・1234）へ連絡してください。

住宅用火災警報器の取り換えについて、詳しくは市ホームページ（QRコードからアクセス）をご覧いただくか、消防本部予防室（☎724・9995）へお電話ください！